

農用地利用集積目標について

1 集積目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標

	〈現行〉		〈変更後〉
県北地方	60% (水田面積の65%)		県北地方 75%
県中地方	65% (水田面積の70%)		県中地方 70%
県南地方	60% (水田面積の70%)		県南地方 71%
会津地方	70% (水田面積の80%)	→	会津地方 85%
南会津地方	55% (水田面積の60%)		南会津地方 72%
相双地方	(現行注)		相双地方 77% (注)
いわき地方	50% (水田面積の60%)		いわき地方 68%
福島県	62% (水田面積の70%)		福島県 75%

※現行注：相双地方については、現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、各市町村と別途協議する。

※注：相双地方については、営農が行われている地域(営農再開地域も含む)の目標数値として位置づけ、避難地域等においては現段階では具体的目標を定めることが困難な状況にあることから、必要に応じ、各市町村と別途協議する。

2 集積目標の算定根拠

(1) 県集積目標75%について

県「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」で定める「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標」と整合をとるもの。

(2) 各方部ごとの集積目標について

各市町村基本構想で設定している集積目標(%)を面積換算し、方部ごとにまとめて集積目標(%)に割り戻した後、一律18%加えたもの。

詳細は別紙「農用地利用集積目標の算定について」のとおり。